毎週 月・水・金曜日発行



目 次

規

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則 訓

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

(税 務

課

へ 税

務 課)

Ξ

則

規

熊

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第十号

平成十四年三月二十五日

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

項及び法第七十三条の二十七の九第二項において準用する場合を含む。)、法第七十三条 二項、第六十二条の七第三項及び第六十二条の八第二項において準用する場合を含む。) の二十七の五第二項(法第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。)、 の二十七の四第三項、 及び第六十二条の五第二項(第六十二条の六第二項において準用する場合を含む。)」を 「、 法第七十三条の二十七の二第二項、 法第七十三条の二十七の三第二項 (法第七十三条 第十条第二項中「、第六十二条の二第二項、第六十二条の三第二項 (第六十二条の四第 熊本県税条例施行規則(昭和三十年熊本県規則第四号)の一部を次のように改正する。 法第七十三条の二十七の七第三項、 法第七十三条の二十七の八第二

> 附則第十一条の四第六項、法附則第十一条の四第八項、法附則第十一条の四第十項及び法 附則第十二条第一項」に改める。 法附則第十一条の三第三項、法附則第十一条の四第二項、法附則第十一条の四第四項、法

別記第18号模式(第10条、第22条関係)

不動産取得税

通知書

平成

稅篱年

Я

田神

| 引記第三号 | 別記第三号の五様式表中「 | 税額 | H | を |
|--------|--------------------|--------|----------|---|
| 另前第三号: | 0.五枝三表中 | 税率・年税額 | 上記税額に同じ | ŧ |
| 税 | 松 | 田 : | | |
| 番 | | こに改める。 | 3 | |
| 別記第十八 | 別記第十八号様式を次のように改める。 | うに改める。 | | |

あなたが取得された不動産に対する不動産取得税について、次のとおり決定しましたので通知します。

掖

熊本県 地域擬興局長 熊本県熊本県税事務所長

亞

滅額等の種類:

(課稅番号) 納稅者番号: 冈 所管: 取得区分: **無税期月**: 約期限:

徴収猶予 減額等の 徴収猶予期限 卍 涆 # 盤 盤 盤 盤 **課稅標準額** 変更後納期限 挖 徾

今回決定内容

账

也

*

根拠法令等

黙

套

4

谾

教

三 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 (2.通) は知事あてにして、当地域振興局(県税事務に、注流、審査請求書(2.通) は知事あてにして、当地域振興局(県税事務 所)を経由して提出してください。

カナ住所

別記第二十五号様式を次のように改める。

別記第二十三号様式及び第二十四号様式中「噺캫媬」を「噺캫はん」に改める。

別記第十八号様式中「此所」を「此画(所)」に改める。

附

十四年四月一日から施行する。 この規則は、 公布の日から施行する。 ただし、別記第三号の五様式の改正規定は、

熊本県訓令第五号

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十五日

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓

谷 義

熊本県知事 潮

登記(登録)済資料せん」に改める。 第四十四条中「建築家屋調査資料箋」を「建築家屋調査資料せん」に改める。 熊本県税事務取扱規程(昭和四十七年熊本県訓令第九号)の一部を次のように改正する。 第四十六条第一項第二号及び第三号中「予動雇思得税入力表(承繰)」を「土港・建物

本庁各部課 (総室・室) 先 機 子 関

地 方

出

建物の指数構造 区面ストレントーレントーレントーレン・エート E原野 F雑種地 I 公衆用道路 E 木油 F 1 象第 序 2 象集 4 ω 2 9 10 11 11 113 7 6 5 4 額 受人) 温 項番 住部価格 免 税 点 控 除 額 (東税標準額3% 基 (捕要) 所有地及び地番 又 は 家 屋 番 号 推記受付 年 月 日 英華等 鉄汚者 譲波人 権利者額受人 控除減額事由 (根拠法令等) 住所 生所 ▭ A·L·B C·D·E F·I A·L·B C·D·E F·I A·L·B C·D·E F·I 书 操門原因 Ш 郵便番号 A · B · C · D E · F · 1 · 2 G · H · I · J K · L · M A · B · C · D E · F · 1 · 2 G · H · I · J K · L · M A · B · C · D E · F · 1 · 2 G · H · 1 · J K · L · M 概念の指数禁治 幕 県 外 者 漢字住所 共有者數 個法 コード 樂 聚 语 图 英文画は独立など æ (千円) 原教療準額4% 教 (#) * (# Ê **#** D · B 用仓 (名物) 用名 (名称) а, 組織表示電 厾 0 (カナ) (±±) 団地 失格 5条 造成費控除 団地 失格 5条 造成費控除 団地 失格 5条 造成費控除 3 5 申告書受付日 四四草 $\widehat{\Xi}$

別記第25号兼式(第46条関係)

カード 事務所 課税期月 射税者番号 整理番号

技書

申告

土地・建物発記(登集)済資料せん [不動産取得税入力表(承維)]

平成

平成十四年 三日 発行 所能

月月

二十五日 十五日 発印 行制県

印刷所

電話代〇九六十二八六十二三二一番所 株式会社 秀 巧 社 熊本市 国府四丁目一〇十一八

R100 t紙配合率100%